

新聞販売業の皆さまへ

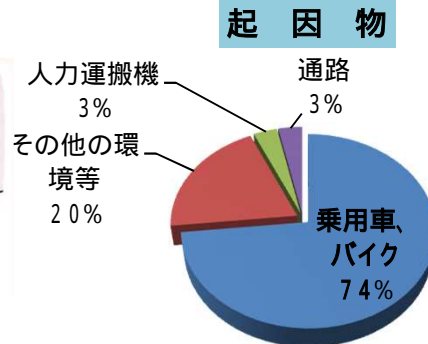
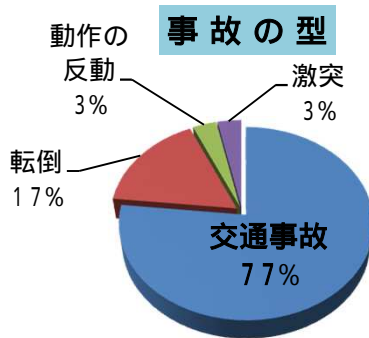
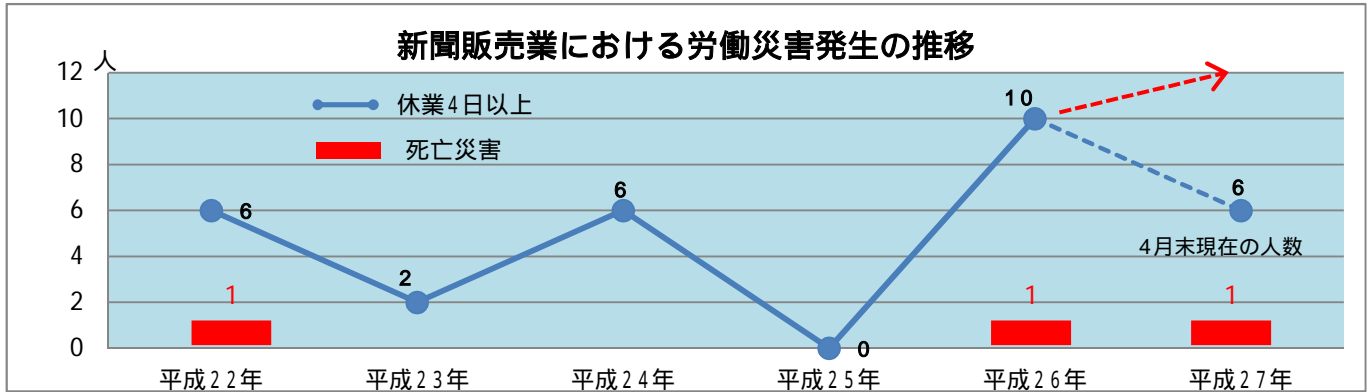
～配達業務中の交通労働災害が多発しています～

山梨労働局 各労働基準監督署




山梨県内において、平成26年11月及び平成27年1月に新聞配達員による交通事故による死亡災害が続けて発生しています。

新聞販売業における休業4日以上の労働災害の発生状況は、平成22年から平成27年4月末までの約5年間に30人が被災し、その内死亡者は3人となっています。発生状況を見ると、交通事故による災害が23人（約77%）を占め、死亡災害はいずれも自動車やバイクによる交通事故によるものとなっています。

平成25年には被災労働者は0人でしたが、平成26年には10人と急増し、本年に入り4月末時点で既に6人の方が被災しており、今後更なる労働災害の増加が懸念されております。



山梨県内における最近5か年間の死亡災害一覧

発生年 発生地	年齢 性別	業種 職種	事故の型 起因物	災害の概要
1 平成22年 山梨市	70歳 男	新聞販売業 配達員	交通事故 乗用車、 バイク	朝刊の配達を終え帰社する途中、歩道から車道に出る際に被災者の運転するバイクの車輪が路側帯の縁石に乗り上げ、転倒したものの。 
2 平成26年 富士吉田市	75歳 男	新聞販売業 配達員	交通事故 乗用車、 バイク	軽ワゴン車に乗って新聞を配達中、走行していた道路のカーブを曲がり切れず、対向斜線を越えてガードレールに衝突したものの。 
3 平成27年 中央市	47歳 男	新聞販売業 配達員	交通事故 乗用車、 バイク	新聞配達のため、被災者が原動機付き自転車で走行中、交差点において、別の新聞販売店に勤務する新聞配達員が運転する原動機付き自転車と出会い頭に衝突したものの。 

配達業務中の労働災害を防止するために！

1 バイク・車両運転中の交通事故のために

- (1) 交通事故の多くは、朝刊配達時のバイク運転中に交差点等で、自動車と衝突することなどにより発生しています。
- (2) その他、運転中の対向車線へのはみ出し、前方不注意、悪天候時等にバランスを崩しての転倒・転落事故等が発生しています。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った対策を進めましょう

労働災害防止は事業者の責務です。事業者は、対策を積極的に推進しましょう。労働者は、事業者が行う安全対策に協力し、交通労働災害防止に努めましょう。事業者は労働者に対して、雇入れ時教育、日常の教育を徹底し、交通法規の遵守の徹底を図るとともに、交通労働災害防止のための知識を付与しましょう。事業者は、交通事故発生情報、ヒヤリ・ハット事例に基づき、新聞配達ヒヤリマップを作成し、配布・掲示、啓発等を行いましょ。事業者は、異常気象時や冬季の降雪時には、走行の中止や安全な場所で一時待機する等労働者に適切な指示を行いましょ。

2 配達、集金中の転落・転倒事故を防ぎましょう

転落・転倒災害防止のポイント

事業者は、労働者に滑り止めのある靴を履かせて業務を行わせましょ。事業者は、時間に余裕のある配達計画を作成し、労働者が慌てることのないよう業務を行わせましょ。階段の上り下りは、荷物等（配達中の新聞束も同様）を出来るだけ片手で持ち（袋を使用する等）、手すりを使用するか若しくは壁際を昇降しましょ。事業者は、転落・転倒事故が発生した場所の情報、ヒヤリ・ハット事例に基づき、交通事故と同様にヒヤリマップを作成し、配布・掲示、啓発等を行いましょ。

3 災害の再発防止対策を徹底しましょ

再発防止対策のポイント

新聞配達区域の危険箇所の洗い出しを行い、ヒヤリマップの作成及び周知を行いましょ。交通ルールを順守するため、ヒヤリマップの活用等による安全教育を徹底しましょ。危険予知(KY)活動による、交差点進入時の減速等の安全確認の励行を行いましょ。新聞配達時のバイク運転中のライトの点灯及び、蛍光ベルトの着用等目立つ格好での走行を徹底させるなどにより安全確保を図りましょ。余裕ある配達作業時間を確保し、安全行動の励行を徹底しましょ。交通労働災害防止のための管理体制を確立させましょ。リスクアセスメントの実施により、危険の芽を摘み労働災害の防止を図りましょ。

以上の対策等を事業者等の経営首脳者が中心となって、継続的・計画的に実施し、労働者と一体となって取り組むことで、配達業務中における労働災害を防止しましょ。